




指 定 理 由 書 (業 者)  19 年 6 月 21 日	主管分野等	拠点まちづくり推進室 拠点まちづくり分野	電話	内線 5 8 4 5
	契約締結者名		担 当	執行責任者
	<input checked="" type="checkbox"/> 中野区長  <input type="checkbox"/>			

件 名	(契約番号: 2007003029 ) 中野駅周辺まちづくりに係るコーディネート等業務委託
-----	--

業 者 名	所在地 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  名 称 独立行政法人 都市再生機構 東京都心支社 (債権者番号: 30000006462)  担当者 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 電話番号 03-5269-0157
-------	--

業者指定の 根拠・原因  (条件、事情 特許、特殊 技術の有無 及び内容 その他)	随意契約を 行う理由	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号による随意契約 (裏面を参照して該当の号数を記入)
	<p>中野駅周辺のまちづくりを一体的かつ総合的に推進し、その先行プロジェクトである警察大学校等跡地の開発を契機として連鎖的に各地区のまちづくりを進めていくため、まちづくりの検討にあたっては、各地区間の連携を図りながら取り組まなければならない。このため平成19年度には、中野駅や駅前広場等の交通結節点の調査検討、南口地区、中野四丁目西地区及び囲町地区等の各地区におけるまちづくりのための調査検討、並びに事業に着手する警察大学校等跡地地区における各開発者等が進める開発の総合調整等の業務について、一括した業務委託が必要である。</p> <p>この委託業務では、①様々なまちづくり段階にある地区を一体的に評価・検討・コーディネートできること、②大規模開発から密集市街地の修復型まちづくりまで幅広い視点で検討・調整できること、③多くの地権者の共同化への誘導などにおいて実績・信頼を有すること、④公共基盤管理者や交通管理者、交通・鉄道事業者等の公共的機関と充分な調整が図れること、⑤まちづくり事業手法ばかりでなく都市基盤整備の事業化手法等にも精通していること、⑥多くの地権者に影響を及ぼすため、受託者は公平性、透明性の観点から公的性格を有すること、等が求められている。これら全てに応えられる相手先は、様々なまちづくり手法のノウハウを前提とする都市再生事業や調査研究に数多くの経験・実績を持つ、独立行政法人都市再生機構が唯一の団体である。</p> <p>独立行政法人都市再生機構は、大崎エリア(品川区)で都市再生緊急整備地域(約60ha)のトータルコーディネートや大崎西地区まちづくり協議会のコーディネート、大崎駅周辺地域環境配慮ガイドライン大崎駅西口デザインガイドラインの作成などを始め、川崎駅西口地区における再開発地区計画(警大等跡地で適用した再開発等促進区の前身制度)による市街地再開発事業や建替え事業を実施するなど、公的機関の特徴とノウハウを生かした都市再生事業や調査研究を全国的に展開しており、他に類似団体はない。</p> <p>○「継続して委託している」「実績がある」「履行成績が良好である」という理由では認められない。          ○特殊技術の保有等を理由に指定を行う場合は、原則として証明書類を添付すること。</p>	

※契約の相手方を指定する理由がおもに業者指定の場合に使用する。

契約担当分野処理欄			
上記指定理由を <u>採用する</u> ・ 採用しない	担 当	執行責任者	統括管理者
【不採用等の理由】	平成 19 年 7 月 3 日 